

平成16年 8月20日付16水経契第688号
改正 平成18年 3月27日付17水経契第757号
改正 平成18年 4月 1日付17水経契第783号
改正 平成24年12月26日付24水経契第612号
改正 平成29年 1月 4日付28水経契第437号
改正 平成29年10月 6日付29水経契第247号
改正 令和 3年 3月22日付 2水経契第556号

東京都水道局電子入札運用基準

第1 目的

この基準は、東京都水道局財務規程（昭和35年東京都水道局管理規程第22号）第216条の規定に基づき東京都水道局（以下「当局」という。）が電子入札を行う場合の手続について、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 定義

この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

1 契約担当者等

水道局長及び水道局長からあらかじめ契約に関する事務を処理する権限を委任された者並びにこれらの者の事務を補助する者をいう。

2 電子入札

契約担当者等と入札に参加しようとする者及び入札参加者（以下「入札参加者等」という。）とが、入札に関する一連の手続を東京都電子調達システム（以下「システム」という。）により処理する入札方式をいう。

第3 電子証明書の登録

1 入札参加者等は、システムにより入札を実施することとした契約案件（以下「電子入札案件」という。）に参加する場合は、あらかじめ東京都が指定する認証局が発行する電子証明書（以下「証明書」という。）を取得し、東京都資格審査システムに登録しておかなければならない。なお、東京都競争入札参加資格の受付番号1つについて1登録とする。

2 証明書の有効期間は登録をした日の翌日から始まる。したがって、システムの利用も証明書の登録をした日の翌日から可能となる。

3 入札参加者等の証明書の有効期限が当該入札参加者等の行った入札手続に係る電子入札案件の開札日前に到来した場合に、当該有効期限に引き続き有効期間を有する新たな証明書を登録していないときは、当該入札手続は無効とする。

第4 システムの稼働時間

システムの稼働時間は、土曜日を除く午前8時から午後9時までの間（以下「シス

テム稼働時間」という。)とする。

第5 電子入札案件の公表

入札に参加しようとする者を募るために、公告、公示、発注予定表等により契約案件を公表する場合は、当該契約案件が電子入札案件である旨を明記する。

第6 基準とする時間

電子入札で基準とする時間は、当局のシステム内において設定されている時刻とする。

第7 入札書等の提出

- 1 入札参加者等は、入札参加資格確認申請書、希望票、建設共同企業体協定書（以下「協定書」という。）、参加表明書、入札書、辞退届、その他必要な書類（以下「入札書等」という。）をあらかじめ指定された締切日時までに、システムにより作成し提出しなければならない。
- 2 システムによって送信した入札書等は、システムのサーバに到着した時点で提出されたものとみなす。
- 3 書面による入札書等の提出を認められた者は、入札書等を指定された日時及び場所に提出するものとする。

第8 入札参加者等が書面により入札書等を提出できる場合の基準

電子入札案件（※WTO案件を除く。）において、次の各号に該当する入札参加者等が別紙様式（「書面による入札書等提出願」）を持参等により提出し、契約担当者等がこれを認めた場合に限り、書面により入札書等を提出することができる。

また、入札書へ署名を希望する場合は、あらかじめ署名を届け出なければならない。

なお、この場合の入札書等の提出方法は契約担当者等の指示による。

※「WTO案件」…地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「WTO政令」という。）の適用を受ける案件

- （1）天災、広域・地域的停電、プロバイダ・通信事業者に起因する通信障害、システムの障害等、入札参加者等の責に帰すことができない事由により、システムによる提出では入札書等が締切時間に到達しないおそれがある場合
- （2）その他やむを得ない事由がある場合

第9 資格確認等の通知

電子入札案件における資格確認通知又は指名通知は、システムにより入札参加者等に通知する。ただし書面による参加を認められた者に通知する場合は、電話等により行う。

第10 入札方式の変更及び入札の延期又は中止

- 1 当局がやむを得ない事由により電子入札を実施することが困難と認めた場合は、従来の紙を用いた入札に変更することがある。その際には、競争入札参加者心得（電子入札編）を適用せず、競争入札参加者心得に基づいて入札を行うこととする。
- 2 入札参加者等が遵守すべき法令に抵触したおそれがあるときなど、当局が必要と認めるときは、入札の執行を延期し、当該入札に関する調査を行うことがある。調査の結果、入札を公正に執行することができないと当局が認定したときは、入札の執行を中止することがある。
- 3 前項のほか入札の執行に際して、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は中止することがある。
- 4 第3項により電子入札案件を従来の紙入札案件に切り替える場合及び入札を延期し、又は中止する場合のその後の手続は、契約担当者等の指示による。

第11 入札の辞退

- 1 電子入札案件において、入札参加者は、入札を辞退するときは、辞退届を提出するものとし、入札書を提出するまでいつでも入札を辞退することができる。
- 2 入札締切日時までに、入札書がシステムのサーバに未到達で、辞退届もシステムのサーバに未到達の場合（第7第3項により書面による入札書等の提出を認められた者は、入札書の提出日時までに入札書が未提出で、辞退届も未提出の場合）は、不参加として扱うものとする。

第12 資格確認及び指名の取消し

東京都水道局競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱（平成18年4月1日付17水経契第724号）に抵触するようなことがあった場合、資格確認及び指名を取り消す場合がある。その際の事務手続は、契約担当者等の指示による。

第13 WTO政令の特例

- 1 電子入札案件がWTO政令の対象となる場合で、入札参加者等が持参又は郵便等により入札書等を提出しようとするときは、当該入札参加者等は書面により入札書等を提出することができる。
- 2 前項により、書面により入札書等を提出する場合は、当該案件による入札手続をすべて書面により行わなければならない。
- 3 紙入札を希望する入札参加者等は、電子入札案件の公表後、速やかに別紙様式により書面による入札書等提出願を提出し、承認を得なければならない。また、入札書へ署名を希望する場合は、あらかじめ署名を届け出なければならない。

第14 建設共同企業体協定書の作成

- 1 電子入札案件のうち建設共同企業体（以下「企業体」という。）への発注案件に参加する場合、協定書の作成及び提出はシステムで行うものとする。
- 2 システムで作成した協定書の提出は、企業体の代表者が行うものとする。
- 3 当該案件の契約時に提出する協定書及び企業体構成員が相互に所持する協定書は、

従前のとおり書面によるものとする。

第15 入札参加条件を証明する書類の確認について

- 1 入札参加者等は当該入札案件の入札参加条件を確認のうえ、入札に参加するものとする。
- 2 落札予定者の通知を受けた者（以下「落札予定者」という。）は、契約担当者等の指示により自己が入札参加条件を満たしていることを証明する書類（以下「入札参加条件証明書類等」という。）を速やかに持参するものとする。

ただし、当局が必要と認めた場合は、事前に入札参加者等全員に提出を求める場合がある。その場合には契約担当者等の指示に従い、直接持参するか郵便等で送付しなければならない。
- 3 入札参加条件証明書類等を郵便等で送付する場合は、封筒等の表に次の内容を表記するものとする。
 - ①契約担当部所名
 - ②件名
 - ③受付番号及び商号又は名称
 - ④提出期限
 - ⑤封入した資料等の名称
- 4 入札参加証明書類等の確認を行った結果、入札参加条件を満たさないことが判明した場合、当該入札を無効とし、指名停止等の措置を講じることがある。

第16 発注図書等の配布

- 1 仕様書、図面その他積算に必要な資料（以下「発注図書等」という。）は、システム等からのダウンロード又は郵便等により入札参加者等に配布する。
- 2 発注図書等の回収については原則行わない。ただし、当局が必要と認めたものについては、この限りではない。
- 3 配布された発注図書等については、目的外に使用してはならない。また、入札参加者等の責任において入札終了後速やかに廃棄しなければならない。

第17 開札及び開札結果等の通知

- 1 電子入札案件の開札は、あらかじめ指定した日時以降及び場所において、契約担当者等の立会人が立会いの下、システムにより行う。
- 2 入札参加者が開札の立会いを希望する場合は、入札締切日時までにその旨を事前連絡のうえ、契約担当者等の指示に従い開札に立ち会うものとする。
- 3 書面による入札が認められている者の提出した入札書については、契約担当者等がシステムに入札金額、くじ番号及び到着順番を登録する。くじ番号の記載がない場合、不明な場合等は、契約担当者等が任意の数字を登録する。
- 4 落札者の決定、再度入札の開札結果又は中断・再開、打ち切り、保留等の開札状況は、開札日のシステム稼動時間内にシステムにより入札参加者に通知する。

なお、書面により入札を行った者に対する開札結果又は開札状況の通知は、契約担

当者等が電話等により行う。

第18 電子くじシステムによる決定方法

- 1 落札となるべき同価の入札をした者を「くじ対象者」とし、「判定番号」をつける。「判定番号」は「くじ対象者」の入札書がシステムのサーバに到着した順に、0番から順に番号を付す。
- 2 「くじ対象者」の「くじ番号」を合計し、「くじ番号の合計」を「くじ対象者数」で割って、余りを算出する。
- 3 余りと一致した「判定番号」の者を、落札予定者とする。
- 4 落札予定者となったものの入札が無効となった場合は、再度くじを行う場合がある。

第19 入札の無効

入札を無効とする場合は、入札参加者に対し、当該入札が無効である旨をシステムにより通知する。

第20 再度入札

- 1 再度入札における入札の締切日時、開札予定日等の通知は、第17第4項の通知の際に行う。
- 2 原則として、再度入札における入札締切日は開札日の翌日とし、入札締切日の翌日に開札する。ただし、予定価格を事後公表とする工事請負契約案件では、原則として同一日に再度入札を実施する。
- 3 再度入札の場合において、入札締切日時になっても入札書がシステムのサーバに未到達の場合は、辞退したものとみなす。
- 4 書面による入札を認められた入札参加者の再度入札における入札書の提出方法は、契約担当者等の指示による。

第21 入札後随意契約

再度入札によっても落札者がいないことに伴い、電子入札案件を随意契約により処理する場合は、システムによらずに処理する。

第22 システム障害時の対応

- 1 システム障害により入札手続を続けることが困難になった場合は、契約担当者等は速やかにその対応方法について入札参加者等に電話等により連絡するものとする。
- 2 入札参加者等は、入札に関する一連の手続を行っている最中に、システム上の障害が発生した場合は、直ちに契約担当者等に連絡しなければならない。

第23 補則

この運用基準に定めのない事項については、当局の指示するところによる。

附則

この基準は、平成16年8月20日から施行する。

附則

この基準は、平成18年3月27日から施行する。

附則

この基準は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この基準は、平成25年1月1日から施行する。

附則

この基準は、平成29年3月1日から施行する。

附則

この基準は、平成29年10月30日から施行する。

附則

この基準は、令和3年4月1日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引による契約について適用し、適用日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引による契約で施行日以後に入札執行されるものについては、なお従前の例による。

別紙様式

書面による入札書等提出願

年 月 日

(あて先) 東京都水道局

電子入札案件について電子入札により参加できないので、書面による入札参加を承認願います。

契約番号 及び案件名	
---------------	--

本店所在地	
受付番号及び 商号又は名称	
代表者氏名	
代理人（代理人を設定している場合に記入）	
所在地	
支店名等	
役職・氏名	

東京都発行の受付票のとおりにご記入ください。

☐	記名押印に代えて署名する場合
署名	

電子入札システムによる入札に参加できない理由

- ☐ 広域的・地域的停電（停電規模： ）
- ☐ プロバイダ・通信事業者に起因する通信障害（プロバイダ等の連絡先： ）
- ☐ その他（以下に詳しくご記入ください。）
